

ハラスメント対策委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人埼玉育児院（以下「法人」という）のハラスメントの防止に関する規程に基づき設置された、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という）の円滑な運営を目的として、運営要綱を定める。

(設置)

第2条 法人の中で起こるハラスメント問題の解決と対策及び防止を図るにあたり、第三者となる委員を選任し「ハラスメント対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置する。

(組織)

第3条 対策委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者であって、ハラスメントに関し見識を有する者を4名選任する。

- (1) 弁護士
- (2) 心理士
- (3) ハラスメントに関して見識を有する者
- (4) 行政に関する見識を有する者
- (5) その他、理事長が必要と認めた者

3 委員は、理事長が委嘱するものとする。併せて誓約書を提出するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故ある時は、他の委員の中から代務者を選任する。

(対策委員会)

第6条 対策委員会の開催は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 対策委員会は、委員の半数以上が出席をもって成立する。但し、緊急の議事があるときはこの限りではない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の陪席を求め、その意見または説明を聴く

ことができる。

- 4 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。同数の場合には、委員長が決する。
- 5 対策委員会における審議及び活動の内容は、以下の通りとする
 - 1) 相談窓口に寄せられた事案の内容の確認
 - 2) 相談のあった事案の事実確認のための調査活動
 - 3) ハラスメントに関する認否の検討
 - 4) 相談者への報告及び説明
 - 5) 理事長への報告
- 6 委員会は、年2回開催し、通知は3か月前に告知する。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬は以下のように定める。

- (1) 対策委員会の参加したとき 1回につき 10,000円を支給する。
- (2) 調査を行ったとき 1件につき 10,000円を支給する。
- (3) 交通費は実費を都度支給する。

(守秘義務)

第8条 対策委員会の委員は、職務上知り得た情報及び秘密を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(庶務)

第9条 対策委員会の庶務は、法人事務所において行う。

(要綱の改定)

第10条 この要綱の改定は、理事会において行う。

(施行細目)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月14日の理事会において承認され、12月14日より適用される。